

大口町告示第82号

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱（平成17年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

第8条中「大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例」を「大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。